

# 兵庫県公報

令和5年9月1日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1

## 訓令

### 兵庫県訓令第4号

本庁  
地方機関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

申請理由	
------	--

」

を

「

申請の種類	<input type="checkbox"/> 社会参画サポート制度 <input type="checkbox"/> 上記以外
申請理由	

」

に、

「

所属長意見
-------

年	月	日	所属長	職名	
				氏名	

を  
「

<p>所属長意見</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる基準に適合する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 申請者の職と従事しようとする営利企業又は事業若しくは事務との間に特別の利害関係がないこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 県が公益上の目的から出資又は出捐をしている営利企業等の事業又は事務に従事する場合であつて、その職務の遂行上必要があると認められること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 申請者の職務の遂行について支障がないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 地方公務員法の精神に反しないと認められること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">所属長</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">職名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	年	月	日	所属長	職名						氏名	
年	月	日	所属長	職名								
				氏名								

注1 については、該当するものに「レ」を記入すること。

2 「申請の種類」の欄の「社会参画サポート制度」とは、公益性が高いと認められる事業、事務又は活動であつて、多様な主体とのネットワークの構築及び職員の能力向上が期待でき、かつ、県民に対して提供するサービスの質の向上につながるものに報酬を得て従事しようとする場合に該当するものをいう。

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。